吉川市犯罪被害者等支援条例

（目的）

第１条　この条例は、犯罪被害者等基本法（平成１６年法律第１６１号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって犯罪被害者等が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪等　犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

(2) 犯罪被害者等　犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(3) 二次的被害　犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。

(4) 市民等　市内に住所を有し、居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動する個人若しくは団体をいう。

(5) 事業者　市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(6) 民間支援団体　犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。

(7) 関係機関等　国、県、警察その他の関係機関及び民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

(8) 犯罪行為　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和５５年法律第３６号）第２条第１項に規定する犯罪行為をいう。

（基本理念）

第３条　全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

２　犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。

３　犯罪被害者等の支援は、その過程において、二次的被害を生じさせることのないよう、そ

の個人情報の取扱いについて十分に配慮して行われなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するものとする。

２　市は、前項の施策を円滑に実施することができるよう、関係機関等と連携し、及び協力するものとする。

（市民等の責務）

第５条　市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

２　事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第７条　市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

２　市は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

（見舞金の支給）

第８条　市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、遺族見舞金及び傷害見舞金（以下これらを「見舞金」という。）を支給するものとする。

２　見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 遺族見舞金　犯罪行為により死亡した者であって、当該犯罪行為が行われた時に市内に住所を有していたもの（以下「死亡被害者」という。）の遺族として規則で定めるもの

(2) 傷害見舞金　犯罪行為により傷害（医師の診断によりその療養の期間が１月以上であり、かつ、３日以上病院又は診療所に入院することを要したもの（精神疾患である場合にあっては、３日以上労務に服することができない程度であったもの）に限る。）を負った者であって、当該犯罪行為が行われた時に市内に住所を有していたもの

３　見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金　３００，０００円（死亡被害者が傷害見舞金の支給を受けている場合にあっては、２００，０００円）

(2) 傷害見舞金　１００，０００円

４　前各項に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（市民等及び事業者の理解の増進）

第９条　市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮することの重要性について、市民等及び事業者の理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間支援団体への支援）

第１０条　市は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、活動に必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（委任）

第１１条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第８条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為により死亡した者の遺族又は傷害を負った者について適用する。